

平成二十七年年度における防衛力整備内容のうちの
主要な事項について

平成二十七年一月十四日
国家安全保障会議決定

平成二十七年年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項については、次のとおりとする。

一 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の改正を要する部隊の組織、編成又は配置の変更
第九航空団（仮称）を新編する。

二 自衛官の定数及び予備自衛官の員数の変更

(一) 自衛官の定数を次のとおり変更する。

陸上自衛隊 一六〇人減

海上自衛隊 一三〇人減

航空自衛隊 一三三人減

統合幕僚監部 一人増

情報本部 一人増

内部部局 八人増

防衛装備庁（仮称） 四〇七人増

(二) 予備自衛官の員数を次のとおり変更する。

陸上自衛隊 一〇〇〇人減（即応予備自衛官）

三 装備についての種類及び数量
別表のとおり調達し、又は建造に着手する。

四 開発項目
新哨戒ヘリコプター及び新多用途ヘリコプターの開発に着手する。

別表

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
種類	水陸両用車 (AAV7) ティルト・ローター機 (V-22) 〇三式中距離地对空誘導弾 一一式短距離地对空誘導弾 中距離多目的誘導弾 一〇式戦車 九九式自走一五五mmりゅう弾砲	護衛艦 (八、二〇〇トン型) 潜水艦 (二、九〇〇トン型) 固定翼哨戒機 (P-1) 哨戒ヘリコプター (SH-60K)	新早期警戒機 (E-2D) 戦闘機 (F-15A) 戦闘機 (F-15) 近代化改修 基地防空用地対空誘導弾
数量	三〇両 一個中隊 一〇式 一七ツト 一〇両 六両	二〇機 一機 一機 二機	一機 六機 一機 一機

(注) 上記整備数量のほか、護衛艦 (八、二〇〇トン型) について、イージス・システムを取得するとともに、共同の部隊の装備として、滞空型無人機 (グローバルホーク) システムの一部を取得